

公示番号：19a00151
国名：東ティモール
担当部署：東ティモール事務所
案件名：産業開発アドバイザー（第3年次）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：産業開発アドバイザー
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2019年7月中旬から2020年7月中旬まで
- (2) 業務 M/M：国内 1.00M/M、現地 9.00/M、合計 10.M/M
- (3) 業務日数：

- ・ 第1次 国内準備 4日、現地業務 120日、国内整理 3日
- ・ 第2次 国内準備 3日、現地業務 75日、国内整理 3日
- ・ 第3次 国内準備 3日、現地業務 75日、国内整理 4日

本業務においては複数回の渡航により業務を実施することを想定しており、第1次派遣を除いては具体的な調査業務日程は提案が可能です。現地業務期間等の具体的条件については、10. 特記事項を参照願います。

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：6月26日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送
(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル)
(いずれも提出期限時刻必着)

提出方法等詳細については JICA ホームページ（ホーム>JICA について>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示（業務実施契約（単独型））>業務実施契約（単独型）公示にかかる応募手続き）

(https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2019.pdf) をご覧ください。なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2019年7月11日（木）までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
- (2) 業務従事者の経験能力等：

- ①類似業務の経験 28 点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8 点
 - ③語学力 16 点
 - ④その他学位、資格等 12 点
 - ⑤業務従事予定者によるプレゼンテーション 16 点
- (計 100 点)

類似業務	産業開発に係る各種業務
対象国／類似地域	東ティモール／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

東ティモール政府は、財源の多様化を通じ、石油産業に依存しない持続的な経済成長に取り組んでいる。東ティモール政府が 2011 年に策定した国家戦略開発計画(SDP)においては、2030 年までにインフラ整備及び産業の多様化を通じた上位中所得国の一員となることが目標として掲げられている。観光商工省(MTCI: Ministry of Tourism, Commerce and Industry、当時は商工環境省)は 2015 年に、JICA 及び UNDP からの協力を得つつ SDP に沿う形で、持続可能な経済成長の道程を示した産業政策を起草した。

同政策では、2020 年までに農産物加工や手工業、木材加工、食品加工等の輸入代替産業の開発を目指したフェーズ I と、2030 年までに石油精製、石油化学産業だけではなく非鉄産業や農産加工業等の開発を通じた輸出志向産業の開発を目指したフェーズ II から構成されており、特に産業の多様化を通じた非石油かつ民間主導の持続可能な経済成長の達成が強調されている。

これまで JICA は 2014 年に産業政策アドバイザー、2016 年以降は産業開発アドバイザーを MTCI に対して派遣している。同アドバイザーにより産業の多様化に資する、農産加工業や観光業促進等多角的な分野での具体的な 18 のアクションプランを策定し、チルドグローサリー産業の開発、バリ島をゲートウェーとした東ティモールの観光開発、工業団地開発の計画策定支援等を実施してきた。一方で、同アクションプランを実施する過程で、政府機関が事業を実施する際の計画策定・実施能力、関係者との調整能力、必要な政策の立案・実施能力が不足していることが分かった。これらに起因し、民間セクターにおいては金融サービスへのアクセス改善、既存産業の振興、新たな国内産業の開発、輸入品に対する国内産業の競争力の強化など依然として多くの課題を抱えている。従って、MTCI の能力を向上させ、これら課題の解決を図っていくために、産業開発アドバイザーを派遣することとした。本業務は、これまでの派遣されたアドバイザーの業務と同様に産業開発・振興事業の計画及び実施を図るとともに、MTCI の産業政策の立案・実施能力の向上を図ることを目的とする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、東ティモール観光商工省(MTCI)をカウンターパート(以下「C/P」)機関とし、同省において具体的な産業振興事業の計画・実施の支援を行い、MTCI 内

の産業政策実施体制と能力の強化を図る。

具体的な業務内容は以下のとおり。

(1) 国内準備期間（2019年7月中旬）

- ① 現地での活動計画、C/P への指導内容及び工程案を記載したワークプラン（W/P、英文）を作成し、JICAに提出・説明する。
- ② 日本（インドネシア等の近隣国に進出している企業を含む）から、東ティモール国への進出・海外直接投資の可能性がある業種・企業の調査、検討を行う。
- ③ 過去に派遣したアドバイザーの報告書をレビューする

(2) 第1次現地業務期間（2019年7月下旬～2019年11月下旬）

- ① MTCI が行う以下の活動支援を行を通じ、既存・新規産業開発及び既存産業の振興策の双方またはいずれかに関し、少なくとも1事業の提案を行う。

ア) 関連省庁・公的機関、民間企業、個人事業者、NGO 等へのヒアリング、協議、視察や文献調査を通じた産業開発・中小企業振興にかかる必要な情報の収集を行い、今後、東ティモール国において開発のポテンシャルがある産業・事業を検討・抽出する。具体的には以下のような調査活動を想定している。

- 1) 東ティモール国が有する資源・土地・環境について、有効に活用できる産業・事業を検討する。
- 2) 製品・商品に対する国内外の需要量や必要とされる品質を調査し、輸入代替産業か輸出志向型産業か、供給先となるターゲットを定める。
- 3) 必要とされる品質を確保するために必要な技術・資機材・材料と、これらに関し東ティモール国及びその機関・企業・人材が有する技術・資機材・材料（品質を含む）との乖離の有無、乖離がある部分についてはそれを埋めるための方法（海外直接投資、国外からの人材・資機材の調達、国外の専門家・コンサルタントからの技術の習得、研修、その他代替手段の検討）を検討する。
- 4) ポテンシャルがある産業・事業の展開に関連する法制度（土地、金融・保険、輸出、輸入、環境・廃棄物、各種登録制度、支援制度）、関連機関（検査機関、税関等）を調査し、東ティモールにおいて事業を実施する上での問題点を検討する。
- 5) 上記について、周辺地域や諸外国における供給者側の情報と比較し、新規参入や既存事業拡大の可能性が有るかどうかを検討する。

イ) 情報収集に基づいた促進すべき有望な既存または新規の産業を特定する。

ウ) 新規産業の場合、事業化のためのアクションプランを作成する。既存産業の場合、当該産業振興のためアクションプランを作成する。具体的には、必要な技術、人材供給、生産規模と設備投資額、需要（販売）見込み、輸送・販売手段、土地の確保、創業時の資金調達（国内外の助成金制度や金融支援の有無）、競合業者、法規制などを総合的に検討したうえで、ビジネスとしての実現可能性、事業リスクなどの検討を行う。

- エ) 産業開発の促進や拡大が見込まれるような政府による支援・振興策があれば、これもアクションプランとして提案する。
 - オ) アクションプランの実施に向けた各種調整を行う。具体的には、アクションプラン実施のためのステークホルダー（関連省庁・公的機関、民間企業、起業家、投資家等）との協議等を想定している。
 - カ) 可能なものについては、アクションプランに基づく具体的なパイロットプロジェクトを実施する。関連省庁間の調整等により実施に時間を要するものについては、上記エ) のとおり実施に向かた各種調整を引き続き行う。また、アクションプランにより産業振興等にかかる政策が提言されている場合、当該政策の実現に向け、ステークホルダーの理解促進に向けた説明・協議を行う。
 - キ) 本業務中に提案・実施されたアクションプランの進捗管理を行う。また、必要に応じ追加的に情報収集を行い、当該アクションプランの実施促進を図る。
 - ク) 一連の活動を通じ、民間セクターとの連携を強化する。具体的には、ビジネス環境を改善するための民間セクターとの対話の場の設置や、商工会議所や女性起業家グループ等との協働を通じた末端裨益者へのアウトリーチの強化、起業家支援等を行っている民間団体の能力強化等を想定している。
- ② 上記活動を通じ、MTCI の能力強化という観点からアクションプランの計画・実施のプロセスにおいて MTCI が実施する業務を整理・細分化・明確化し、当該業務の課題を抽出するとともに、当該業務を MTCI が遂行していくための側面支援を行う。
- ③ その他、必要に応じた MTCI 職員を対象とした既存・新規の産業開発、中小企業振興や生産性向上などにかかる計画策定・実施にかかる研修を実施する。
- ④ 過去の支援事業（産業政策アドバイザー（2014 年～2016 年）、産業開発アドバイザー（2017 年～2019 年））で提案した、以下の事業について、本業務においてフォロー並びに進捗管理を行う。全ての事業に関して、各派遣期間において一度は現状に関する情報収集を行い、各派遣期間終了時に JICA 東ティモール事務所に対して報告を行う。以下の事業のうちシ)、ス)、セ) については、産業開発アドバイザー（2 年次）の派遣時にすでに関係者とともに具体的な研修の実施に向け調整を進めているため、本業務においての対応は必須とする。その他の事業については、C/P 及び JICA 東ティモール事務所と協議のうえ、本業務従事者の専門性及び状況を考慮して対応することとし、停滞している事業を活性化させるための提案については、各派遣期間で提案することとしている事業の一つとして取り扱うこととする。なお、その際は上記①、②のステップを考慮すること。明らかなものについては当該ステップを踏む必要はないが、②（MTCI が行うべき業務等の整理・検討）については必ず行うこととする。

ア) Improving connectivity of farmers with market

専門家の活動の中でパイロット事業としてTV放送を通じた野菜卸売相場情報の放送を実施されたが、MTCI 独自では継続されず中断されている。本業務では、効果的な取り組みのための助言が考えられる。

イ) Development of clothing industry, based on Tais tradition

Alola Esperansaを通じた縫製産業の活性化については、MTCIの同社に対する契約不履行により活動が展開されていない。また、学校制服でのTaisの使用も検討されていたが進展がない。

一方で、MTCI独自の活動により、Taisシャツを政府機関関係者に導入する計画が検討されるなど、Tais製品の流通促進に向けた動きがある。MTCIがTaisトレーニングセンターを設置しているが、十分な活用はされていない現状がある。本業務では、Tais製品に対する助言、Tais製品の消費量増加のための助言、トレーニングセンター活性化のための助言などが考えられる。

ウ) Development of local chicken industry

国内の企業家が関心を示し事業化が検討されたが、想定していたディリ県内での養鶏場設立は土地利用にかかる規制のため断念した。本業務では、ディリ県以外での養鶏場設立の検討や、養鶏に関する技術的な情報提供、MTCIと共同しての流通の改善などが考えられる。

エ) Development of shrimp aquaculture industry and Developing vannamei shrimp farming Industry

地元企業が2018年1月からバナメイエビの養殖事業を開始しているものの、技術的課題が多く、病気の発生による大量死のリスクがある。また、東ティモールでの養殖業に関心を示す海外の投資家がおらず、FDIによる水産開発は提案どまりとなっている。本業務では、地元企業への技術的アドバイスや、業務を通じて得られるネットワークにより関心を示す海外の投資家の発掘、関係省庁への説明などが考えられる。

オ) Exploring the possibility of chilled grocery industry – Yoghurt

本提案後、既存の事業者への支援を展開し、同事業者の販売量が伸びるとともに、これを契機に他の事業者が本産業への参入が進んでいる（当初2社程度が生産していたが、現在は5社にまで伸びている）。また、JICAの他事業と連携し、保健関連機関での説明・試食会などを実施し、普及を促進しているが、本事業で提案している、普及及び消費量の増加（従事者の増加）を狙った訪問販売の事業化は展開されていない。本業務では、消費量の拡大に向けての助言や取り組みなどが考えられる。

カ) Export-oriented industrialization – Exploring overseas market for Virgin Coconuts Oil (VCO) producers

東ティモール国内において、品質の一つである油中水分量測定が可能となった。NGOの活動で、日本へのトライアル輸出が行われたが、現時点では継続した輸出につながっていない。また、東ティモール国内の大手スーパーマーケットが閉店した影響により、国内での販売数が減少傾向にある。本業務では、品質管理を強化する必要がある一方、輸出市場の開拓を志向し、日本や第三国で開催されるエキスポ等への売り込み支援などが考えられる。

キ) Improving fishery distribution system in Timor-Leste.

当初、Bidau Santa Anaに位置する露店市場に東ティモール政府が簡易施設の建設を行い、必要な製氷機等の機材をJICAが供与する形で水産卸売市場と小売市場開設の支援を検討していたが、MTCIに新大臣が就任した際に場所の変更が提案され、関係者と協議を行ったものの合意に至っていない。一方で、現在KOICA（韓国国際協力団）派遣のアドバイザーがBebonuk地区で民間資金を活用したFishery Distribution Centerの開設を計画している。本業務では、市場設置にかかる再調整やMTCIの施設建設にかかる予算化支援、KOICAアドバイザーとの連携支援などが考えられる。

ク) Developing agro-industrial zone in the southern agricultural corridor - Part 1 - adding value to cassava and - Part 2 - adding value to banana.

これまで、インドネシア人講師（専門家）を招聘したナタボラ（マナツト県南部の町。MTCI管理下の食品加工トレーニングセンターがある。）で地元農家や女性グループなどを対象としてトレーニングを実施し、ディリのショッピングモールでの展示販売会を行った。一方で、きわめて限られた地元（ナタボラ）での販路や、ディリへの輸送コストなどが課題となり、農家等による活動は停滞している。本業務では、市場の開拓や流通の改善支援等が考えられる。

ケ) Introducing tariff rate quota (TRQ) system into rice import.

これまでMTCI大臣・副大臣、MTCI商業局対外貿易課、MTCI傘下のNational Logistics Center (NLC)、Ministry of Agriculture and Fisheries (MAF) に対して説明を行い、NLCのDirectorは提案内容に対して、一定の理解をしている（十分に理解しているとは言い難い）。一方で、TRQの導入は政治判断も必要となることから、本業務では、MTCIやMAF等の関連組織に対しての継続的な説明、その他政府関係者に対する説明（国会議員の勉強会でのプレゼンを想定）を行うことなどが考えられる。また、現在実施中の技術協力プロジェクト「国産米の生産強化による農家世帯所得向上プロジェクト」とも必要に応じ連携する。

コ) Developing tourism industry in Timor-Leste in collaboration with Bali.

これまでバリの旅行業界関係者とディリ市内の旅行業界関係者とのネットワーク構築を支援した。本業務では、その後、バリの旅行業界からのニーズに対しディリ市内側の旅行業界関係者（旅行業者、ホテル、飲食店、交通関連業者）が対応できるよう、個々の旅行業界関係者に対する業務の改善支援などが考えられる。また、観光開発にかかる支援を展開している他ドナー（USAID、The Asia Foundation、Market Development Facility）もとの連携した活動も想定される。

サ) Developing commercial farming in Timor-Leste via assisting Josephina Farms.

農家の省力化に貢献するコンポスト製造機械の導入を通じて、契約栽培農家ネットワークの拡大が期待される。本業務では、流通及び商業作物に関する

る知見を供与し、契約農家ネットワークを通じた商業型農業のサクセスモデルづくりや、商業型農業の普及・育成などが考えられる。また、開始予定である草の根技術協力事業（草の根パートナー型）「未利用資源の堆肥化を軸とした資源循環システム構築のための人材育成及び組織化支援事業」と連携した有機栽培農家の育成・商業化支援も想定される。

シ) Building capacity of local welders in cooperation with Indonesian MOI (Ministry of Industry)

【本業務中要対応】東ティモール国内に溶接業者がいるものの、技術力が高くなく、高度な技術を必要とする際はインドネシア等海外の職人が雇用されてしまう。質の向上を通じた地場産業（溶接業）振興を目的とし、インドネシア人講師（専門家）を招聘し、アーク溶接に焦点を置いた研修を実施予定。本業務では、同研修の実施にかかる関係者との調整及び研修実施後のフォローアップ等を想定している。

ス) Building capacity of marble processing business in cooperation with Indonesian MOI

【本業務中要対応】東ティモールの大理石加工業は、主に墓石用の大理石加工に留まっている。一方で、床材として大理石に関しては、安価な大理石が輸入されており、すでに東ティモール国内の市場を席捲してしまっており、価格的に競合することが困難である。そこで、輸入品とは競合しない工芸品やオーダーメイドの商品を製作するための技術力強化を目的とし、インドネシア人講師（専門家）を招聘し、マナツト県イリマノの大理石加工センターでの研修を実施予定。本業務では、同研修の実施にかかる関係者との調整及び研修実施後のフォローアップ等を想定している。

セ) Assisting development of floriculture industry

【本業務中要対応】東ティモールにおいて生花の需要は確認できるものの、インドネシアから輸入されており価格が非常に高い。また、東ティモールの山間部の気候は花卉栽培に適しているものの、花卉生産は行われていない。本業務では、地元企業と連携した花卉生産振興を目的とし、インドネシア人専門家を招聘した栽培技術の研修の実施を想定している。同研修実施に向けた情報収集・各種調整を行う。

ソ) Developing industrial park to attract FDI

リキサ県ウルメラにおいて工業団地設立を検討している。現在 MTCI が子業団地設立にかかる調査の予算を確保し、関連省庁と調整を行っている。本業務では、関連省庁との説明・調整や民間企業への橋渡し支援等を想定している。

タ) Introducing Japanese funds for Micro Finance Institution (MFI) in improving financial access

金融サービスへのアクセスの改善が地元企業振興にかかる課題となっている。一般の金融機関からの借り入れが非常に困難である一方、MFI は融資条件が比較的緩く銀行がカバーしない農村地帯で積極的に少額ロー

ンを提供しており、MFI の役割が非常に大きくなっている。しかし、MFI は貸し出し原資となる預金が集まらずローンポートフォリオの拡大が困難であるため、預金金利を上げて預け入れ金を増やすか、外国から低コストの資金を借り入れを計画している。日本の金融機関から MFI に対し貸付をすることで、MFI のローンポートフォリオ拡大を検討していたが、関心を示す金融機関がなかった。本業務では、日本に限らず MFI への貸付に関心のある金融機関の発掘支援や、その他ローンポートフォリオ拡大に向けた計画立案支援等が想定される。

(3) 第1次国内整理期間(2019年12月上旬)

第1次派遣期間で検討した事業に関し、日本からの海外直接投資又は日本の技術の活用の可能性がある事業について、関連企業からの情報収集、及び、必要に応じ提案事業内容に関する説明を行う

(4) 第2次国内準備期間(2020年1月中旬)

日本から東ティモール国への進出・海外直接投資の可能性がある業種・企業、又は東ティモール国の産業開発に資する可能性のある技術や資機材の調査、検討を行う。

(5) 第2次現地派遣期間(2020年1月中旬～3月下旬)

- ① 上記『(2)第1次派遣期間』の記載と同様、第2次派遣期間においても、既存・新規産業開発及び既存産業の振興策の双方またはいずれかに関し、少なくとも1事業の提案を行うこととし、『(2)第1次派遣期間①～④』の業務を行う。
- ② 過去の支援事業及び第1次派遣期間において提案した事業の事業化に向け、アドバイス等の技術的支援を行う。

(6) 第2次国内整理期間(2020年3月下旬)

第1次及び第2次派遣期間で検討した事業に関し、日本からの海外直接投資又は日本の技術の活用の可能性がある事業について、関連企業からの情報収集、及び、必要に応じ提案事業内容に関する説明を行う。

(7) 第3次国内準備期間(2020年4月中旬)

日本から東ティモール国への進出・海外直接投資の可能性がある業種・企業、又は東ティモール国の産業開発に資する可能性のある技術や資機材の調査、検討を行う。

(8) 第3次現地派遣期間(2020年4月中旬～7月上旬)

- ① 上記『(2)第1次派遣期間』の記載と同様、第2次派遣期間においても、既存・新規産業開発及び既存産業の振興策の双方またはいずれかに関し、少なくとも1事業の提案を行うこととし、『(2)第1次派遣期間①～④』の業務を行う。
- ② 過去の支援事業及び第1次派遣期間において提案した事業の事業化に向け、アドバイス等の技術的支援を行う。

- ③ 事業提案及びその後の支援を通じて得られた、東ティモール国において産業開発を今後進める上での課題や教訓、今後の開発ポテンシャルについて取りまとめを行う。
- (9) 第3次国内整理期間(2020年7月中旬)
専門家業務完了報告書(和文)を作成し、監督職員に報告する。
- (10) 現地派遣期間全般を通じ実施する事項
- ① MTCI 及び関係機関スタッフに対し、産業開発・民間企業支援、輸出入、海外直接投資、事業計画/マネジメントなどを題材にし、自身の経験や知見に基づく勉強会を行う。特に、本業務においては MTCI の能力強化及びオーナーシップ醸成に努める。
 - ② 本業務で取り組む分野は多岐にわたるため、MTCI だけではなく他省庁や民間企業、NGO 等との連携が重要である。したがって、MTCI 以外にも積極的にネットワークを構築し、アクションプランの策定・実施に巻き込んでいく。
 - ③ 個々の有望な企業・個人事業主・NGO 等に対し、先方からの求めに応じて、事業の発展・拡大に資する助言を行う。
 - ④ 政府・国際機関・民間団体が開催する各種セミナー等に参加し、本業務に関連する活動や業務を通じて得られた知見に関するプレゼンテーションを行う。
 - ⑤ 東ティモール国の産業開発に資する、本邦民間企業の製品・技術の活用が期待される課題について提案する。参考情報は以下の通り。
https://www.jica.go.jp/priv_partner/case/reference/subjects/index.html
- (11) 業務一般に関する事項
- ① 各派遣の開始時においては、W/P(英文)を基に、C/P 及び JICA 東ティモール事務所(以下、JICA 事務所)と派遣期間中の業務工程、業務方針について詳細を打合わせる。
 - ② 各派遣の終了時においては、それまでの取り組みを踏まえ、次回派遣以降の W/P を修正する。
 - ③ 各派遣の終了時においては、当該派遣期間中の活動内容・成果・結果を現地業務結果報告書として取りまとめ、C/P 機関、JICA 事務所に報告する。なお、最終回派遣時においては、専門家業務完了報告書(案)を作成し、C/P 機関、JICA 事務所に報告する。
- (12) 業務全般に関する留意事項
- ① 本業務の主眼は、現状把握のための調査・分析ではなく、これまで派遣された「産業政策アドバイザー」及び「産業開発アドバイザー」が実施したように、将来性のある東ティモールの産業(個別の中小零細企業も含む)の事業拡大支援や起業支援を行うことである。したがって、これまでの成果や策定されたアクションプランの内容も十分に踏まえたうえで事業拡大・企業支援等の活動を展開していくこと。また、上記(2)②に記載のあるとおり、MTCI の行う業務を整理・細分化・明確化することで MTCI の業務遂行能力の改善を図りつつ、C/P を事業拡大支援や企業支援のプロセスに関与させ、MTCI の能力強化並びにオーナーシップ醸成を行う。

- ② 事業拡大支援、起業支援、研修を実施するにあたり、インドネシア等の第三国専門家の活用により効果を高めることも検討すること。
- ③ 業務開始時点において、上記業務を進めるため必要な以下に示す情報収集等は、既存情報等から適宜行うこと。
 - MTCI が作成した産業政策、
 - 東ティモールの産業構造・経済動向・産業振興政策・産業関連政策、
 - 東南アジア諸国のこれまでの産業政策や産業開発の変遷や仕組み、等
- ④ 現地での活動の際には、上記業務を進めるために必要な以下に示す情報は、既存情報や関係者へのヒアリング等により適宜行うこと。
 - MTCI が考える産業開発に係る課題及び今後の方針と計画、
 - 産業開発に関する MTCI 内各局及び関係機関の役割及び実施体制、
 - 産業振興関連省庁・機関の所掌、施策、実施事業及びその成果と課題、等

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、専門家業務完了報告書とする。

(1) ワーク・プラン

英文 1 部 ホッチキス止め及び電子データ
 和文 1 部 ホッチキス止め及び電子データ
 提出期限：第 1 次派遣期間開始後2週間以内

(2) 事業提案書・企画書

英文 1 部 ホッチキス止め及び電子データ
 和文 1 部 ホッチキス止め及び電子データ
 提出期限：各派遣期間終了時（事業提案書・企画書作成毎に随時提出）

(3) 専門家業務完了報告書（案）

英文 1 部 ホッチキス止め及び電子データ
 和文 1 部 ホッチキス止め及び電子データ
 提出期限：第 3 次派遣期間終了時

(4) 専門家業務完了報告書（最終報告書）

和文 1 部
 提出期限：第 3 次国内整理期間終了時
 簡易製本、電子データ

また、現地派遣期間中/国内作業期間中の業務従事月報を作成し、JICA東ティモール事務所に提出する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みませ（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、成田/羽田⇒デンパサール⇒ディリ（東ティモール）⇒デンパサール

⇒成田/羽田を標準とします。

(2) 一般業務費

以下に記載の一般業務費については、当機構東ティモール事務所より業務従事者に対し、臨時会計役を委嘱する予定です（当該経費は契約には含みませんので、見積書への記載は不要です）。

臨時会計役とは、会計役としての職務（例：現地業務費の受取り、支出、精算）を必要な期間（例：現地出張期間）に限り機構から委嘱される方のことをいいます。臨時会計役に委嘱された方は、「善良な管理者の注意義務」をもって、経費を取り扱うことが求められます。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

「7. 業務の内容」記載の派遣期間に応じて提案してください。但し、現地 M/M、国内 M/M、渡航回数は「2. 契約予定期間等」に記載の数値を上限とします。なお、12月中旬よりクリスマスのため、C/P 機関を含む東ティモール政府職員の多くが休暇に入る。加えて、4月中旬もイースターのため、多くの政府職員が休暇に入るため。それらを考慮したうえで提案が可能です。

② 現地での業務体制

本業務に係る現地業務従事者は本コンサルタントのみです。ただし、本業務の対象とする産業開発は多くの機関を巻き込み実施することから、他に派遣されている専門家、技術協力プロジェクト、草の根技術協力事業の関係者と連携を図ることが求められます。東ティモールにおける実施中の事業については、同国に対する事業展開計画等

(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/000072242.pdf>) を参照してください。

③ 便宜供与内容

ア) 空港送迎

第1次現地業務の到着時のみ、便宜供与あり

イ) 宿舎手配

第1次現地業務の到着時のみ、便宜供与あり

ウ) 車両借上げ

なし。上記臨時会計役の委嘱により、必要に応じて業務従事者が手配し支払を行うことを想定しています。

エ) 通訳備上

なし。必要に応じて、臨時会計役として業務従事者が手配し支払を行うことを想定しています。

オ) 現地日程のアレンジ

第1次現地派遣開始時における C/P 機関との協議についてのみ、スケジュールアレンジ及び同行を行う。

カ) 執務スペースの提供

あり。MTCI 内の執務スペースを使用することを想定しています。インターネット環境はないため、必要に応じて、臨時会計役として業務従事者が

手配し支払うことを想定しています。

(2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料を JICA 東ティモール事務所 (e-mail:tm_oso_rep@jica.go.jp) にて配布します。

- ・ 産業政策アドバイザー (1 年次) 最終報告書
- ・ 産業政策アドバイザー (2 年次) 最終報告書
- ・ 産業開発アドバイザー (1 年次) 最終報告書
- ・ 産業開発アドバイザー (2 年次) 最終報告書
- ・ National Employment Strategy (2017 年 5 月)
- ・ 新民間投資法
- ・ 産業政策案 (2017 年 6 月版)
- ・ National Tourism Policy

② 本契約に関する以下の資料を当機構調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス (prtm1@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料: 「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール:

- ・ タイトル: 「配布依頼: 情報セキュリティ関連資料」
- ・ 本文: 以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) プレゼンテーションの実施

評価に当たり、業務従事予定者によるプレゼンテーションを以下のとおり実施する予定です。

① 実施時期: 6 月 28 日 (金) (予定)

(詳細な日時は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

② 実施場所: 独立行政法人国際協力 JICA 内会議室

(当日 JICA へ来訪できない場合、テレビ会議システムの利用や電話会議方式を認める場合がありますので、調達部までお問い合わせください。)

③ 実施方法:

- ・ 一人当たり、プレゼンテーション 10 分、質疑応答 15 分を想定。
- ・ プレゼンテーションでは、「業務実施方針」を説明。
- ・ 業務従事予定者以外の出席は認めません。

(4) その他

① 業務実施契約 (単独型) については、単独 (1 名) の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況につい

ては、JICA 東ティモール事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

- ③ 90 日を超える派遣においては、公用旅券での入国が必要となります。
本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス(2014 年 10 月)」
(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>) の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以上